

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の技能と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、分野ごとの能力評価実施団体が行います

建設キャリアアップシステムに技能者の技能と経験を蓄積

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

<現場での技能・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	型枠 2016.06.20
技能講習	玉掛け 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保 <input checked="" type="checkbox"/> 建設共
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/>
雇用	<input type="checkbox"/>

- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



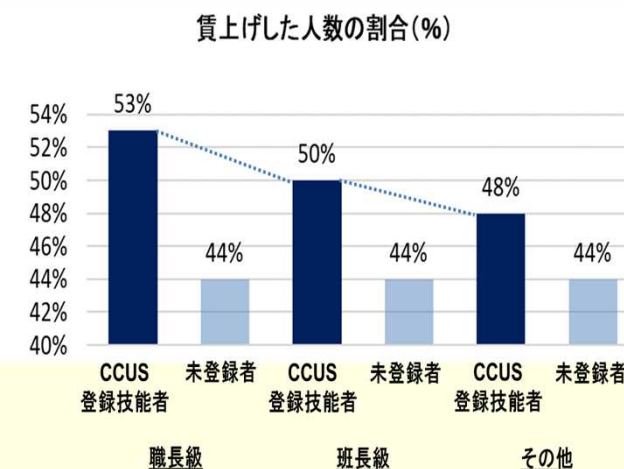
- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に従事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までに進行申請について適用されます)

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

CCUS登録技能者は他の技能者より処遇が改善

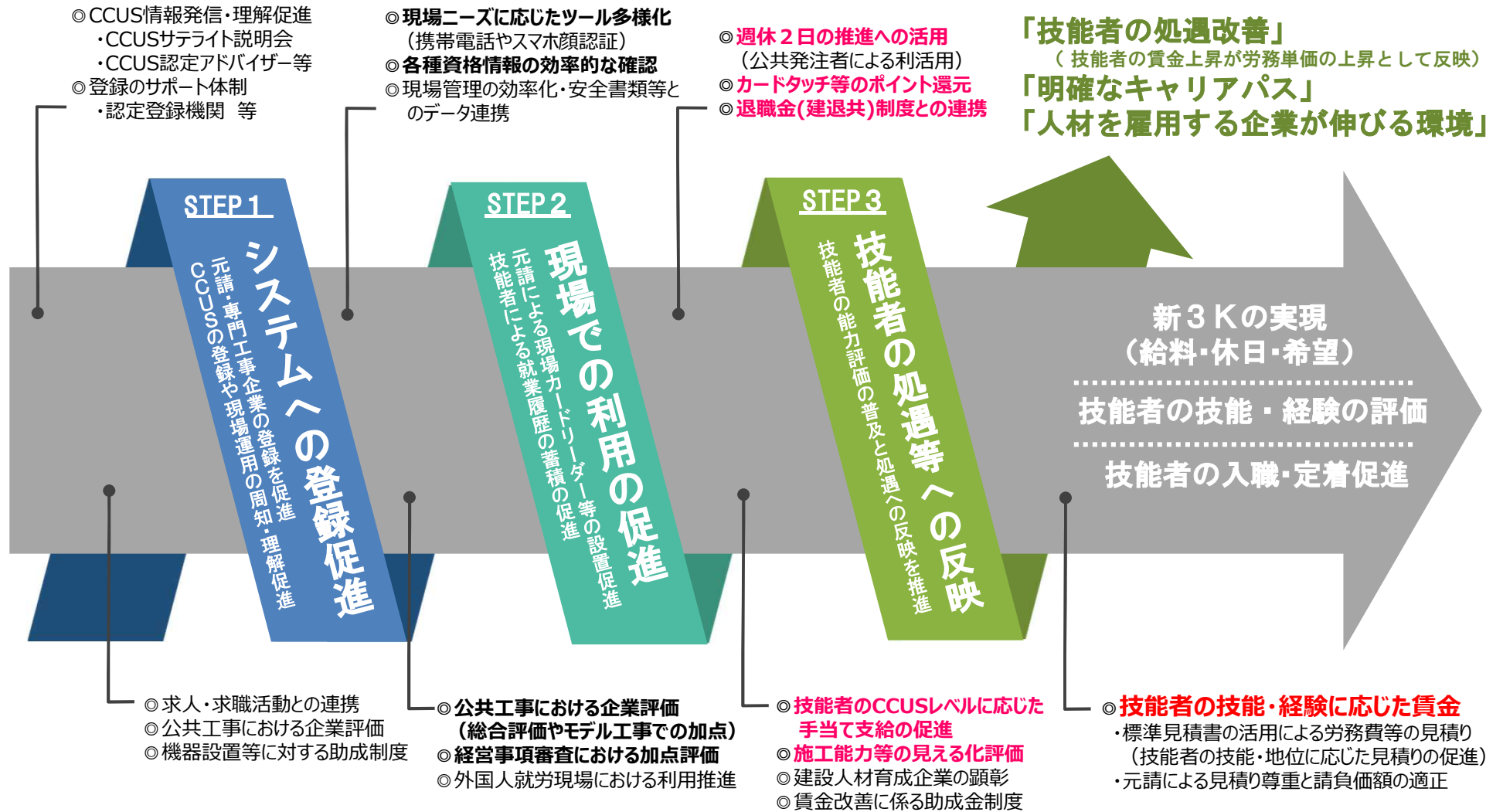
- CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より11.2%高い
- CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より4%高い
- CCUS登録技能者は未登録者より賃上げが進む(賃上げした人数の割合(%))



※出典: 公共事業労務費調査(2020年10月)より

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国土省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

技能レベルを技能者の賃金上昇につなげる

技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくり（技能者の技能・地位に応じた労務費見積りと尊重）

- ◎ 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進
- ◎ 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

【下請企業への要請】

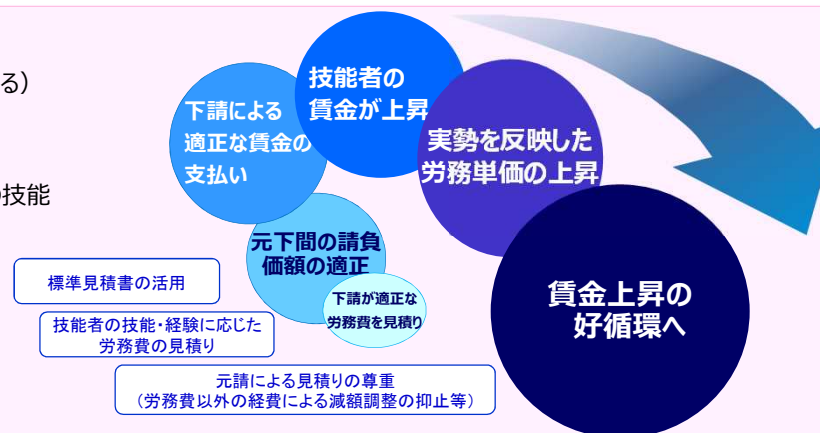
- ・労務費や法定福利費の内訳明示等（想定人工の積上げによる積算と明示に努める）
- ・可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

【元請企業への要請】

- ・法定福利費及び労務費の見積り尊重（想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重）、その他経費による減額調整の抑止

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】（100㎡あたり）

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円



技能者としての客観的な評価に応じた手当支給（CCUSの能力評価等を反映した手当の支給）

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- CCUSのレベル別に月額手当を支給する優良技能者制度を実施（レベル2：500円、レベル3：1,000円、レベル4：2,000円（特に模範となる方：3,000円））【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化（CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて検討中）【村奥組】
- 上級職長である社内マスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ（年度未だに未登録のマスターはマスター認定を取り消す）（さらに、今年度中に、現行のマスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定）【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事で半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とした【鹿島建設】
- 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている【東洋建設】
- 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加（独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした）※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協会の個人ベースで目標達成した場合、協会に労務費を5～10%割増補正して支払い【五洋建設】
- 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4（ゴールド）の保有者から選定し、月額3,000円を支給【清水建設】
- 従来の職長手当におけるCCUS登録の義務化【大林組】
- 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ【大林道路】

【技能者の能力評価】 申請手続きの概要

- 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。
(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です
- 評価の対象職種及び能力評価の申請手続きは、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細(※振込時の領収書を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

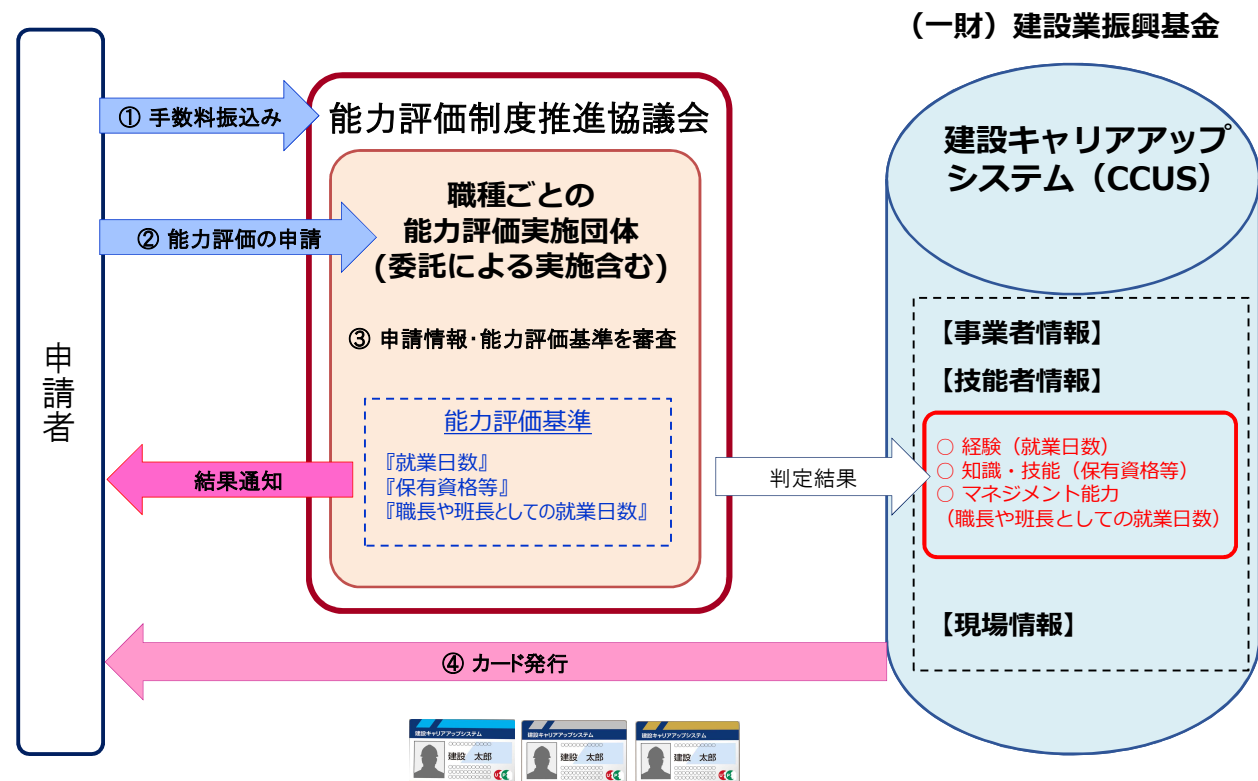
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 5 職種 4 9 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。